様式第4

廃止届出書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住所
氏名　　印

認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第37条において準用する同法第29条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1．廃止しようとする年月日

2．廃止の理由

備考

1　届出者が法人である場合においては、その住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）を記載すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［新設］

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○内閣府、総務省、経済産業省、令第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第六号の規定に基づき、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地域経済活性化事業活動） **第八条の四**　法第二十二条第一項第六号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であって、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。 一・二　［略］ 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する事業再編又は同条第十二項に規定する特別事業再編（前号に掲げる事業活動に該当するものを除く。）	（地域経済活性化事業活動） **第八条の四**　法第二十二条第一項第六号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であって、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。 一・二　［略］ 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する事業再編又は同条第十二項に規定する特定事業再編（前号に掲げる事業活動に該当するものを除く。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十号）第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成